

## 本日の会議に付した事件

令和5年第1回山元町議会定例会（第5日目）

令和5年3月16日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第54号 山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（委員長報告）
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 4 議案第 1号 山元町障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例
- 日程第 5 議案第 2号 山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 7 議案第 4号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 9 議案第 7号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議案第 8号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第11 議案第 9号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第12 議案第10号 町道の路線廃止について
- 日程第13 議案第11号 町道の路線認定について
- 日程第14 議案第12号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第13号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第15号 令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第16号 令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第17号 令和5年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第21 議案第18号 令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第22 議案第19号 令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第23 議案第20号 令和5年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第24 議案第21号 令和5年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第25 議案第22号 令和5年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第26 委発第 1号 山元町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第27 閉会中の継続調査申し出について

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、3番岩佐秀一君、4番大和晴美君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．議案第54号を議題とします。

本案は、昨年12月1日、総務民生常任委員会に付託し、令和5年第1回定例会まで期限を延長し、審査をしておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。委員会審査報告。

本委員会は、令和4年12月1日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第54号。件名、山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例。

審査の結果、可決すべきものであります。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

総務民生常任委員会委員長 竹内和彦

以上であります。

---

議 長（岩佐哲也君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。審査の中で問題点とか課題になった点というのはありますでしょうか。あれば、ご報告願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。この条例であります。審査した中においては事業者が途中で事業を廃止とかですね、または事業が終了したとき、その設備設置どうするのかと。きちっとやってもらえるのかというふうなことが懸念されたわけですが、それに関しては条例の中で速やかにそういった設備を撤去し、原状回復するというふうなことを条例の中に盛り込みました。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。まさに私もその点をちょっと懸念していたところなんですが、しかし、そういう町の姿勢はありながらも条例で示してはいますが、それにも従わなかった場合はどうなるのかと。あるいは、まさに倒産したときにね。もうその原状復帰回帰する業者がいなかったりとか、そういうことっていうのは十分あり得る話だと思うん

です。これまでもですね。別な機会の、まさに原発なんてのはそういうことだと思うんですけども。そうしたときの具体的な対応っていうのがこの中では示されて、もしかすると規則の中に示してるのかも分かんないんですけど、規則まではちょっと私、目通すことができなかつたもんで、この条例に関してのね。の疑問懸念について確認したいところなんです。といった点では、どこを見てもね、勧告することができる。勧告するんだよね。するだけなんです。というようなことで、明確、それに対しての具体的な町としての対応策っていうのが示されていないように受け取れたんですが、その辺はどういう理解をすればいいんでしょうか。ちょっとその辺は受けて、説明を受けて委員会としてどういった。なされなかつたらなされないでいいし、それも立派な答えなんですけども。その辺の確認をしたいと思います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。確かにですね、そのように途中で事業が継続できなくなったという場合も想定されるわけではありますが、まずはそういった指導、そういう場合は指導監督すると。業者に対してですね、そういうことになります。しかしながら、これも勧告しても従わないというケースも考えられるわけがあります。そういった場合についてはですね、この勧告に従わない事業者の氏名、そして住所並びにこの勧告内容を公表するというふうなことに今回の条例ではうたっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そのことも確認した上での疑問なんです。内容を公表してどうなんですかっていうね。これは多分上位法とかね、全体の流れはこういうふう。ですから、で、山元町の場合はどうなんだっていうことがその上位法に従ってね。そして具体的な少しでもこの、まさに前に書いた提案にある自然環境生活環境の保全に配慮っていうかね、っていうことを言っている。具体的にこの、それまちまちに違うと思うんですね。自然の配慮。この山元町にとってはどうなんだと。その守る補償はどうなんだっていうふうなときに、少しやっぱ上位法に絡めて、もう少しこの具体の中身をね、示す必要があつたのではなからうかという疑問、懸念からの質問なんです。そういう、そこまでの検討がなされ、なければあれなんです。結果、いろいろ公表、内容公表すること、公表した事業者がもう既になかつた場合どういった影響が生まれてくるのかなど。それがどうなん、こういう取組が、行動がどのように生かされるのかね。という疑問からの確認でした。まず状況は分かりました。しかし、懸念するところです。ということ伝えておきます。この件につきましてね。

それから、これ全協でも確認求めたんですけど、その面積規定っていうのは、ここには明確に示されていないんですが、この辺の検討は議論はなされたのか。10万町歩でもね、5万町歩でもいいんだよというもの、山全体でもね、何事もなければ許されるってことだね。っていうことも、これは極端な話なんですけども。そういう懸念もあるんですが、その辺の議論はなされたのかどうか。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。この面積規定についてはですね、今回のこの審査の中ではされておられません。ワット数については、10キロから50キロ以内までというふうなことを規定はしておりますが、それ以外のことについては触れておられません。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これはこの何キロワットっていうことで、その面積も確認されるということであるならば、この規定でいいのかなとは思いますが、その辺ちょっと分かんない。まあ、いいです。分かりました。

あと、その抑制区域が非常に抽象的だなど。この表現ではですね。これまたさっき言ったその山元町という具体の中での条例ですので、山元町は地滑りするところは、このところは駄目だよというようなね、明快なそこまでしていいのではないかなと思ったわけですが、この辺の議論についていかがだったでしょうか。あったかないかでいいんです。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。その辺の抑制区域についてはですね、基本的には、この災害のおそれがある危険区域とかね、そういったところになります。ただもともとこの目的というのは、自然環境の保全ということがうたわれております。ですから、この事業と自然環境の保全の調和を図るというふうなことがこの条例の目的でありまして、その抑制区域ということについては、あからさまに危険な場所、危険区域あるわけですから、そういったところについては制限されていくというところで、それ以上のことについては今回の条例には含まれておりません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その件につきましては規則の中でね、明確、さらに詳しくって、詳しくもねえんだけど。示されてるんですが、まさに今、不安、懸念何でこういう条例をつくるかっつうと、やっぱり町民の不安をなくすためにということだと思んですが、その際にはやっぱり、せつかく急傾斜地崩壊危険区域内っていうの、これは具体的に町としては決まってるわけだから、決まってなければ決めなくちゃねえんだけど。この辺やっぱりそこをもう少し具体的に、規則の中でね、示してもいいのではないのかな。そうすると、地域住民はね、不安を少しでもこの解消されると。再生管理エネルギーのね、取組については全く否定するもんでねえけども、併せて今、全国的にやっぱり不安懸念されてるのはやっぱりそういう環境破壊あるいは暮らし、地域環境もね、大きな、それに伴う問題についてみんな不安を持っているわけですので、併せてですね。その辺の不安なくすためにも、そのためのこの条例規制ということであるならば、この辺を少しこの規則の中でね、もう少し具体化してもいいのではないかなという不安懸念から確認した経緯です。委員会の中では今のようね、検討もしてるということ。という懸念があるということを示して終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第54号山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第3．報告第1号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。報告第1号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

資料No. 1、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。大平牛橋線舗装工事に関し、地方自治法の規定に基づき、専決処分したので、これを報告するものであります。

特に変更のあった項目を説明します。

2、契約金額、現契約額6,115万100円に対しまして、73万9,200円を増額し、6,188万9,300円、0.01パーセント増になります。

5、工事の概要、変更分につきまして現契約、がら運搬アスファルトがらV=150立方メートル、がら処分アスファルトがらV=150立方メートルに対しまして、変更、がら運搬アスファルトがらV=188立方メートル、38立方メートル増、がら処分アスファルトがらV=188立方メートル、38立方メートル増となります。

その変更理由といたしまして、既設舗装板が当初想定よりも厚かったことから、その運搬費と処分費を増額するものであります。

以上で報告第1号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．議案第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第1号山元町障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例についてご説明いたします。

配布資料No. 2、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。障害者地域活動支援センターについて、実施主体、実施場所の変更により公の施設としての利用がなくなるため、条例を廃止するものであります。

1、内容については、町が設置し、山元町社会福祉協議会が事業を実施している山元町障害者地域活動支援センターやすらぎについて、次年度以降、実施主体、実施場所の変更により、地域活動支援センターとしての施設の利用がなくなるため条例を廃止するものでございます。なお、山元町社会福祉協議会については、地域の相談支援の拠点とした基幹相談支援センター事業を令和5年4月から、町からの事業委託により実施するものであります。また、これまで山元町障害者地域活動支援センターやすらぎと室を面積案分していた就労継続支援B型の施設、山元町共同作業所については従来どおり障害福祉サービス施設として事業を継続するものです。

事業内容等の表をご覧ください。

配置する山元町障害者地域活動支援センター条例により、設置主体は町となっております。

実施主体は、指定管理委託により山元町社会福祉協議会。

事業内容は、創作的活動等のサービスを提供してまいりました。

下の表になります。

次年度以降については、実施主体をNPO法人に変更し、山元町地域活動支援センター運営事業補助金において、同じ地域活動支援センター事業を展開するものです。

表の下の米印になりますが、山元町社会福祉協議会については、令和5年4月から基幹相談支援センターやすらぎを開始し、総合相談、専門相談、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行、地域定着、権利擁護、虐待防止を主に行うものです。地域活動支援センター利用の際のサービス調整についても、山元町社会福祉協議会が行う基幹相談支援センターが担うこととなります。

2の施行期日については、令和5年4月1日となります。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。この条例の廃止なんですけども、事業廃止そのものよりですね、この活動の実施主体だったり、実施場所、これが変更されるということで公的の施設からNPO法人に変更になるわけなんですけど、これによってサービスの低下とかですね、そういった利用者にとっての弊害はないのか確認したいと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。サービスの低下、利用の弊害というところはですね、今のところはないと、こちらのほうでは思っておりますけれども、利用者説明会をですね、2月の28日に行いまして、そちらのほうでですね、いろいろ聞き取りを行っております。その中でですね、今度3月末には施設の見学会を開きますので、その中でその利用者がですね、困らないような形に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そういうことで、町のほうの後方支援があるかと思いますが、ぜひ利用者がですね、サービス低下にならないような、そういった方向で進めていただければと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、事前にも説明を受けているんですが、いろいろ資料も使ってですね。今だってこの理解が進まないところがある。これ元に戻ったってということで受け止めていいんだか。元に戻ったつうか、もともと実際の創作活動も工房地球村が中心でやってたんだよね。そこに、あそこでもね、なんだからね、この辺がちょっと、そしてあっちのほうな、身体のほうでね。あっちのほうって言ったらかおしいけど。そこんとこに、そのやすらぎに総合何とか活動つうのを、ぶっ込んだって、今まで進めてきたんだよね。それに対して2,500万の補助を出してきたと思うんだけど。それを今度はその総合相談つうのを、また元に戻すつうとおかしいけど、社協に基幹支援ということで社協に今度そっちの、重要な事業なんだけども、それを社協のほうに戻すつうかね。でやってもらって、実際はこの実施、その創作活動をそこだけが残るつちゅうかね。その残った分を今度NPOの人たちにやってもらうというような理解でいいのか。とするならば、今言われたその逆に、ここに専念できるわけだから、その創作活動とか、交流促進事業というかね。だからその辺は、逆に集中できるのではないかなというふうには思うんだけど、2,500万の内訳がちょっとね、あれなんだけど。1,700万と500万ということで、総合的には200万減ってるんじゃないかねえのつうところから見ると、やっぱり何らかの後退があんのかな

という懸念点もあんだけど。その辺の疑問に対してお伺いいたします。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。まず1点目なんですけども、施設の形態なんですけど、現在工房地球村、これ就労支援B型とご説明したとおりになります。あと、地域活動支援センター、これは創作活動と若干、若干というか相談支援事業を行っている事業所が工房地球村の一角にあるということになります。2つの事業で今行っていたものが、見直しを行いまして基幹相談支援センターというのが入り3つの事業になります。ただ、地域活動支援センターの創作的活動っていうのがですね、3つの事業を行うということであるとかなり難しくなりますので、そちらをNPO法人のほうにお任せして、基幹相談支援センター、相談のほうをメインに社会福祉協議会のほうで行っていただくということになります。

あと、委託料の関係につきましては、基幹相談支援センターの部分の1,700万と地域活動支援センター520万で2,200万ということになるんですけども、現在の実績状況でも大体2,200ちょっと超えるぐらいということにありますので、後退するような形にはならないと考えております。ただ、今ですね、町のほうで本来行わなければならない虐待防止の関係のセンター事業とか、あと地域協議会、障害者関係の委員で構成する地域協議会、こちらの業務もですね、基幹相談支援センターの中で行っていただくように準備を整えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部均君）はい、議長。今回、廃止ということでこの条例ですね、実施主体が福祉協議会からNPOに変わるという。それで内容的にはですね、そんなに大きく相談内容はそんなに大きく変わらないのかなと思いますけども、障害者の方っていうのは、どうしてもいろいろな部分で障害者の方は福祉協議会だ、それからNPOっていうような、そういうふうな認識はあまり持たないと思うんですよ。要は、その相談をしていただく人を、やっぱりきちっと障害者の方っていうのは、ある程度信用っていいですかね。人と人のつながりで、きちっと信用を深めないで、なかなかですね、スムーズな相談もできないっていうのが障害者なのかなと私は捉えております。んで、そういうような部分で、単なる今度福祉協議会から、このNPOにね、移行する部分で、全く人が変わる可能性があるんですけども、大変だからその相談業務に支障が出る可能性もあるなって心配してるんですけど、その辺はどのように捉えておるのか、ちょっと。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。事業移行によるその不安というところになるとは思うんですけども、その不安を取り除くために2月の末にですね、私とあと班長で出向いてですね、その事業移行について利用者に説明しております。それだけでは済まないと思いますので、先ほど菊地議員にも申し上げましたとおり、3月末に施設見学を行って、そのほかにですね、これまでは利用登録でサービスを行っていたんですけども、社会福祉協議会の担当の方が、基幹相談支援センター事業としてサービスの利用調整を行いながらサービスを利用するに当たって携わっていくということで、中間に入るような形で今後は取り組んでいくような形になりますので、その中で不安が生じた場合はまた社会福祉協議会の基幹相談支援センターが請け負う形で相談に乗るような状況になっております。以上でございます。

10番（阿部均君）はい、議長。先ほども申し上げましたが、今回やっぱり戸惑う方が結構多いのかなと思います。そんで、やっぱりこの移行業務に当たっては、町もですね、最大限

にいろいろな部分で配慮をして、ぜひともですね、スムーズな業務委託の移行ができるように、あと障害者等がですね、戸惑いを持たないように十二分に配慮していただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第1号山元町障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第5．議案第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第2号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料No.3、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容については、出産育児一時金の支給額について、出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で50万円に改めるものであります。また、宮城県においては、将来の県統一化を見据え、出産育児一時金のみで50万円を支給することと決定したことから、併せて改正するものであります。

表をご覧ください。

国の改正では、出産育児一時金は、改正前出産育児一時金40万8,000円と産科医療補償制度掛金1万2,000円の合計42万円であったものが8万円増額し、出産育児一時金が48万8,000円、産科医療補償制度掛金は変更なしの1万2,000円、合計で50万円の改正になります。今回の改正では、県統一化を見据えた改正として、下の表のとおり出産育児一時金に産科医療補償制度掛金を含む改正としております。金額は改正後の50万円となります。なお、現在は産科を持つ病院のほとんどが産科医療補償制度に加入していることから、保険料を除いて支払うことがないため50万円とするものでございます。産科医療補償制度掛金は規則に規定しておりますが、条例改正と合わせ、この内容を削除する改正も行ったところでございます。なお参考として、産科医療補償制度について記載しております。



2の施行期日については、令和5年4月1日となります。

以上、議案第2号のご説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議案第2号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第6．議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。議案第3号民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案の概要No.4をご覧ください。

提案理由でございますが、民法等の一部を改正する法律令和4年法律第102号の一部施行に伴い所要の改正を行うための提案となっております。

改正内容をご覧ください。

民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法とですね、児童福祉法における懲戒権という部分の規定が削除となっております。懲戒権については、後ほど説明させていただきますが、それに伴う山元町の条例におけるですね、この表の部分になりますけれども、山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。あとは、第2条としてですね、山元町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例という部分の懲戒権に係る部分の規定を削除する内容を一括して提案する内容となっております。

下段のですね、参考の部分をご覧くださいと思います。

懲戒権の削除ということで、民法822条においてですね、親権者、親がですね、監護及び教育に必要な範囲で子を懲戒することができるという規定がございます、この規定がですね、体罰を含む、しつけのためならですね、体罰、厳しい体罰をしてもいいというような内容を容認してるような内容を与えているということとされていたことからですね、こちらのほうが児童の虐待をですね、正当化する口実になってたということが指摘されていたもので、これを国のほうにおいてですね、削除をして新たにですね、

子供の人格の尊重というような部分についての追加の関連法が施行されているという状況になっております。

それに伴いまして、表に戻っていただきまして、第1条としてはですね、先ほど申した条例の第13条にですね、懲戒権に係る権限の濫用禁止の規定、あとは第2条においてですね、この保育事業の関係の第26条における懲戒権の濫用の禁止の規定という部分の削除という内容を盛り込んだものとなっております。

なお、施行期日については公布の日ということになります。よろしく願いいたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第3号民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第7. 議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第4号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No.5、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居についての一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、主な改正内容につきましては、配偶者からの暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するために改正するものであり、条例第6条の2第1項第5号に追加するものであります。

まず、アに追加されるものとしまして、改正前、「配偶者のみからの暴力等」が改正後、「配偶者及び婚姻関係を前提に共同生活を営んでいる者の暴力等を含む」となります。

次に、アに追加されるものとして、改正前、「婦人保護施設の保護」が改正後、「婦人保護施設及び都道府県がそれぞれ設置する福祉事務所の母子生活支援施設の保護」となります。

ウに追加されるものとして、改正前は項目がございませんでしたが、改正後、「婦人相談所等による配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書及び婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関等において公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書が提出されている者」が追加となります。

2、施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。この改正なんですけど、上位法ということもあるんですけど、下のその主な改正内容、これについては町独自のものか、それとも上位法そのものなのか確認します。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。上位法そのものとなっております。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。屁理屈になっかも分かんないですけど、あの追加で婚姻を前提にというような文言が入っておりますけど、婚姻前提してないんだとなれば、これには該当どうなるんですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。その辺につきましては、まず相談があった都度ですね、その時点で状況等を確認しながらですね、なるべく入居できるように対応していきたいと考えております。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そうすると、この入居の条件というか入居をさせるために、こういう方々があれば入居ができるということなんだろうけども、その辺ちょっと曖昧じゃないかなという部分もありますので、ちょっとこの辺がちょっと懸念するっていうか、心配するところです。それが町で後、対応するとなると、その辺の個人的な関係でするので、ちょっと混乱するんじゃないかなっていう懸念はします。その辺は間違いなく町のほうなり、行政で対応できるということによろしいんですね。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい、そうですね。やはりその人それぞれで個別な状況等が異なるものですから、その辺は聞き取りをしっかりとしながらですね、判断していきたいと考えております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

10番（阿部 均君）はい、議長。今、菊地議員もおっしゃったんですが、私もここちょっと、今の共同生活、非常にいろんな親の、我々の親の間での話などをやりますと、必ず結婚を前提に共同生活してるっていう部分ではないような気がするんですよ、今の時代ね。そうすつこの文言そのものが今の時代に合わないような気がするんですよ。それで、あとそういうふうな捉え、両方の今度はね、町側の捉え方、それからここに入居されている方の捉え方で全く違ってくるのもあるんで、これ事前に誓約書等の提出っていうのは、そういうのは求めることは不可能だという捉え方でよろしいですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。入居に際して共同生活を営んでいるよっていう証明するように資料を提出いただくということ。一筆とかですね。そうですね、現時点ではですね、その手続の過程でそういうものは求めていないんですけども、今後、業務を進めていく中で必要と判断するのであれば、ちょっと検討していきたいとは考えております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第4号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第8. 議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第5号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

資料No.6、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容。道路法施行令の一部を改正する政令により占用料の改定が令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該単価を準用している本町の道路占用物件等に係る占用料等の単価を改定するものであります。

第1条関係条例といたしまして山元町道路占用料条例、第2条山元町公共物管理条例、第3条山元町都市公園条例。

内容といたしましては、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた占用料の改定に伴い、本町の別表関係の単価改定を行うものであります。

2、施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第5号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第9．議案第7号から日程第11．議案第9号までの3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第7号から議案第9号までは関連がありますので一括して説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.8から10、議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、議案第7号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について。

議案第8号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について。

議案第9号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について。

いずれについても、白石市外二町組合の解散によるもので、それぞれの組合、委員会、審査会の構成団体数が減少することに伴い、当該規約を変更する必要性が生じたことから地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1の変更内容としましては白石市外二町組合、こちらの構成市町は白石市、蔵王町、七ヶ宿町となります。

令和5年4月1日から公設民営化するため、当該組合を令和5年3月31日限りで解散することに伴い、それぞれ組合、委員会、審査会から脱退し、組合の構成団体数は49から48に、委員会、審査会については50から49に減少することとなり、当該規約の別表を改正するものでございます。

議案第7号においては、白石市外二町組合が令和5年3月31日までに納付した負担金の総額と同日までに退職した当該組合職員に支給した退職手当の総額との差額については、当該組合の解散に伴う財産処分の協議に基づき、白石市外二町組規約に規定する持分の割合により、白石市が86.7パーセント、蔵王町が8パーセント及び七ヶ宿町が5.3パーセントを脱退精算金として納付する旨、附則に規定することとなります。

2の施行期日は令和5年4月1日となります。

なお、参考までに、3のその他に手続の根拠として、地方自治法第286条と第290を記載しております。

以上が、議案第7号から議案第9号の説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第7号から議案第9号に対する質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 7 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 7 号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 8 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 8 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 9 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

---

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 9 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第 12. 議案第 10 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第10号町道の路線廃止についてご説明申し上げます。

資料No.11、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。復興事業等による町道の撤去や取付け道路の変更等に伴い、一般公共の用に供する必要がなくなった路線を廃止するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

整理番号1、路線名、町道4号花釜牛橋線。起点、山寺字東坪路72番22。終点、山寺字西牛橋35番248。延長、3,170.25メートル。以下52路線2万3,885.23メートルになります。

5ページに対象路線を示した図面がございます。こちらの図面に示した路線と表の整理番号が整合が図れております。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第10号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第13、議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第11号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

資料No.12、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。復興事業等による町道の撤去や取付け道路の変更等に伴い、新たに路線を認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

整理番号1、路線名、町道4号花釜牛橋線。起点、山寺字東坪路72番22。終点、山寺字西牛橋42番57。延長、2,507.91メートル。以下25路線1万3,155.53メートルとなります。

3ページに対象路線を示した図面がございます。こちらの整理番号と表の整理番号が整合が図れております。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第11号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分。11時10分再開、暫時休憩。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第14. 議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。大変恐縮ですけれども、本日、腰痛がございまして、引き続きですね、着座にてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第12号令和4年度山元町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

初めに、今回の補正の規模でございまして、歳入歳出それぞれ2億4,787万円を減額し、総額を112億5,648万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして繰越明許費及び債務負担行為の補正並びに地方債の補正を行っております。

今回の補正につきましては、年度末に当たり、事業費と財源の整理を行っております。こちらにつきましては不用額等の整理、つまり予算算と決算の改良費、減らすための取組でございまして、この説明については省略いたします。

また、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給与の改定及び最低賃金の改定に伴う包括業務委託料の補正がございまして、こちらにつきましても説明は省略いたします。

それでは、歳出予算の主なものからご説明いたします。

18ページをお開きください。

初めに、2款総務費1項総務管理費でございまして、5目財産管理費のうち、24節財政調整基金予算積立て100万円がございまして、こちらにつきましては、個人から頂戴



した教育関係への指定寄附を積み立てるものでございます。6目企画費につきまして、50万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、民間企業からございました企業版ふるさと納税寄附金を、まち・ひと・しごと創生推進基金に積み立てるものでございます。

19ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費のうち、1目社会福祉総務費及び2目老人福祉費の特別会計に対する繰出金。こちらにつきましては、一般会計が負担すべき経費について過不足分を補填するものでございます。

20ページをお開き願います。

4目障害福祉費のうち18節負担金補助及び交付金20万円につきましては、障害児童福祉施設で利用する教材備品を購入するための補助でございます。財源につきましては、個人から頂きました寄附金となります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費のうち、24節積立金100万円につきましては、個人からの寄附金を翌年度に活用するため、子育て支援基金に積み立てるものでございます。2目児童措置費につきまして、402万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、妊娠届や出生届を行った妊婦等に対し1人当たり10万円の給付を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を活用いたします。

21ページをご覧ください。

3項災害救助費につきまして9,800万円を減額しております。こちらにつきましては、去年3月に発生した福島県沖地震に伴います応急修理費用の決算見込みに対する不用額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費のうち、償還金利子及び割引料9,437万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の実績精算分等でございます。

22ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費につきまして、33万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、互埋葬祭場の燃料費の不足、こちらが見込まれることから、その費用を補填するものでございます。

23ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費でございます。1目農業委員会費のうち、1節報酬153万9,000円につきましては、農地利用の最適化に伴う活動実績見合いの対価でございます。5目農地費につきまして、304万1,000円を増額しております。12節委託料、防災重点農業用ため池調査測量業務600万円。

そして次のページ、14節工事請負費750万円につきましては、令和5年度に予定していた事業ですが、県から前倒し交付が示されたことから、これを受け入れるものでございます。18節負担金補助及び交付金のうち、農業水利施設の管理に係る補助金271万4,000円につきましては、長引く光熱費の上昇に伴い用水施設等の管理費に不足が見込まれることから、所要額を計上するものでございます。9目農地復興推進費のうち、14節工事請負費180万円の増額につきましては、東部地区非農用地の整備に関し、盛土材の運搬費用を必要とすることから予算を増額するものでございます。

25ページをご覧ください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費でございます。2 目道路新設改良費につきまして、7, 3 2 3 万 3, 0 0 0 円を減額しております。こちらにつきましては、中浜滝の前線改良工事の進捗状況によって生じた不用額などを減額するものでございます。3 目道路橋梁復興推進費につきまして、1, 5 0 0 万円を増額しております。こちらにつきましては、長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事について、国から前倒し交付が示されたことからこれを受け入れ、予算の組替えを増額措置するものでございます。中山区にございます烏石橋が対象の橋梁となります。

2 6 ページをお開き願います。

9 款消防費 1 項消防費でございます。2 目消防施設費につきまして、8 4 1 万 5, 0 0 0 円を増額しております。こちらにつきましては、例年実施しております消火栓の新設費用等について、施行主体である水道事業所への精算金を計上するものでございます。

2 8 ページをお開き願います。

1 0 款教育費 6 項保健体育費につきまして、3 0 万円を増額しております。こちらにつきましては、スポーツ少年団に対する助成金を計上するものでございます。財源につきましては、企業からございました寄附金になります。

続きまして、主な歳入予算についてご説明いたします。

1 2 ページにお戻り願います。

歳出予算の減額に関連する歳入予算の項目につきましては、説明を省略いたします。

初めに、1 1 款地方交付税 1 項地方交付税につきまして、6, 4 3 6 万 4, 0 0 0 円を増額しております。こちらにつきましては、臨時経済対策費といたしまして普通交付税の追加交付があったものでございます。

1 3 ページをご覧ください。

1 5 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 項総務費国庫補助金につきまして、1, 4 9 6 万 2, 0 0 0 円を減額しております。こちらにつきましては、今年度のコロナ臨時交付金限度額、総額で約 2 億 2, 0 0 0 万円となりますが、これを返還することなく令和 5 年度に使用するため、一旦、令和 4 年度の予算から減額するものでございます。なお、こちらにつきましては、令和 5 年度の当初予算に再計上しております。2 目民生費国庫補助金 1 6 節出産子育て応援交付金 2 6 8 万 4, 0 0 0 円につきましては、妊婦等に対します 1 人当たり 1 0 万円の給付に係る国の財源でございます。

1 4 ページをお開き願います。

4 目土木費国庫補助金 3 節道路メンテナンス事業補助金 8 5 8 万円につきましては、歳出でご説明いたしました烏石橋橋梁修繕工事に係る財源でございます。

1 6 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金でございます。

1 5 ページをご覧ください。

6 節出産子育て応援交付金 6 7 万 1, 0 0 0 円につきましては、妊婦等に対します 1 人当たり 1 0 万円の給付に係る県の財源でございます。

続きまして、1 7 款財産収入 1 項財産運用収入でございます。1 目利子及び配当金 2 4 0 万 3, 0 0 0 円のうち 2 0 0 万円につきましては、株式会社やまもと地域振興公社からの町への配当金でございます。2 目財産貸付収入 1 1 4 万 5, 0 0 0 円につきましては、防災集団移転事業時に町が買い取った未利用地の貸付け収入でございます。2 項財産売払い収入につきましては、利用の見込まれない土地及び公用車の処分収入でござ

います。

16ページをお開き願います。

18款寄附金1項寄附金でございますが、499万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税寄附金のほか、使い道が指定された寄附金を計上するものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金につきましては、1億1,151万4,000円を減額しております。こちらにつきましては、財政調整基金、ふるさと振興基金、地域振興整備基金の繰入金を減額するものでございます。なお、これにより財政調整基金の繰入れ額の累計は5億4,970万1,000円になります。

21款諸収入5項雑入でございます。1目雑入635万6,000円につきましては、公益財団法人からございましたコロナ感染防止事業支援金など、起債の収入を受け入れるものでございます。3目過年度収入につきましては、5,578万7,000円を増額しております。1節国庫支出金過年度収入につきましては、令和3年度に実施したワクチン接種の費用について、未収入であった国の財源を受け入れるものでございます。2節県支出金過年度収入につきましては、震災における旧東保育所の被害が激甚災害に指定されたことに伴い、補助率のかさ上げがあったことから追加交付を受けるものでございます。なお、当該補助金が活用されたつばめの杜保育所の整備では、見合う財源を震災復興特別交付税として受け入れておりましたので、翌年度以降の精算事務において、これと同額の返還手続が生じることになります。

22款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたします。

次に、繰越明許費につきましてご説明いたします。

4ページにお戻り願います。

令和5年度に繰越しを予定している事業となります。全部で20事業、約8億2,000万円となります。特に、5,000万円以上の事業についてご説明いたします。

2款総務費の定住促進対策事業につきましては、事前申請に基づく補助金の交付となりますので、その支払いが翌年度になる場合に、対象者に速やかな交付が行えるよう繰り越すものでございます。

8款土木費のうち、排水ポンプ車両購入事業につきましては、社会情勢などの影響を受け、納車までに期間を要することから繰り越すものでございます。

2項道路橋梁費につきましては、2億円を超える繰越しでございます。去年3月の福島県沖地震への対応を優先する中で、事業計画の再検討に時間を要したことのほか、国からの追加承認が年度の途中にあり、適正な工期が確保できなかったこと、また、関係機関との調整に不測の期間を要したことなどが要因で繰り越すものでございます。

5ページをお開き願います。

10款教育費及び11款災害復旧費でございます町民体育館関係事業につきましては、工事に必要となります電気配電盤の納入遅延などが生じたため繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

債務負担行為といたしまして4事業を追加しております。いずれも年度当初から事業を実施するに当たり、年度内に契約行為が必要となることから、債務負担行為を設定す

るものでございます。

新たな事業につきましてご説明いたします。

山元町基幹相談支援センター事業につきましては、地域における相談支援の中核を担い、相談機関との連携や権利擁護、虐待防止等の基幹相談支援センター事業が速やかに開始できるよう取り組むものでございます。

7ページをお開き願います。

こちらは債務負担行為の変更でございます。町道中浜滝の前線道路改良事業に要する経費の限度額について、1億5,500万円を2億3,246万円に変更するものでございます。こちらにつきましては、事業の進捗状況に伴い限度額の見直しが必要になったためでございます。

最後に、地方債の補正をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

追加分といたしまして、限度額を640万円とする公共事業等採用、また、限度額を160万円とする、防災、減災、国土強靱化緊急対策事業債をそれぞれ追加補正するものでございます。

以上が補正予算第7号の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。資料20ページ、3款2項1目の負担金補助及び交付金なんですけど、ここで特定教育・保育施設及び特定地域型のこの給付金の負担減、それから新生児の特別定額給付金事業給付金減とありますが、この内容について説明をお願いします。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちら20ページですね、特定教育・保育施設及び特定地域型保育給付費の負担金の減ということで計上してある部分になりますけども、主なものとしましてはですね、今年度ふじ幼稚園さんがですね、新制度に移行するという中で、加算項目っていう給付費の中でですね、の部分を当初見込んでいる部分より、多めに見込んでおったんですけども、実際の加算の適用ということですね、保育士の先生の配置とか、幼稚園の先生ですね、失礼いたしました。そういう配置の部分とかが想定より少なかったため減額するものが主な内容となっております。

また、新生児特別定額給付金事業費の給付金の減につきましてはですね、当初1人当たり10万円の給付金、町独自で行っておりましたが、63名で予定をしておったんですけども、出生する方がですね、想定より減りましてですね、40人ということで見込みまして、63人から40人ということで、23人分の減額の計算をして、計上しているという内容となっております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。出生についてはですね、なかなか想定するっていうのは難しいんでしょうけれど、このふじ幼稚園さんの関係の配置人員とかっていうと、結構な金額2,700万のマイナスということなんですけど、これ大きな見込み違いじゃないんでしょうかね。これはどういう理由っていいいますか、その最初の計画の段階でこんなに開くような予算の立て方っていうのあったんですかね。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。すみません。ちょっと説明が不足しておりまして、まずですね、ふじ幼稚園の新制度移行の部分につきましては、当初予定してた入園児童数がですね、60人で計算しておったんですけど、今の時点でですね、55名というこ

とで、まずその部分もですね、積算の部分で乖離というかですね、想定を下回ったというのがございます。あとは今、議員からご指摘ありました、その新政度に向けた移行の部分でのその予算の立て方というのはですね、再度見直しは必要であるものというふうには捉えております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それから、ページが23ページ。農林水産業費6款1項3目農業振興費なんですけど、ここの中でもやはりこの負担金補助金の中で減額が目立ちます。令和4年から5年に一旦、歳出を減らして5年に持ってくってというのは分かるんですけども、そのほかの未来のいちご生産者サポート事業とかですね、頑張る新人農家支援事業とか、そういった事業がですね、100万以上の農地景観形成もですね、あるんですけど、この辺の減額の理由を教えてくださいと思います。

議長（岩佐哲也君）これは誰だかな。

農林水産課長（大橋邦夫君）はい、議長。今、ご質問のありました負担金補助及び交付金のうち、何点か。まず、頑張る新人農家支援事業については、当初予定しておりました就業予定者のものが町内で就農をしないということがあったり、翌年度に変更になったということがまず、こちらの補助金の減額の理由となります。その他ですね、あと未来のいちご生産者サポート事業については、当初7名の補助金を見込んでおりましたが、実際には2名のみが補助金を活用している状況であることから、見込みが大幅に違まして残額分を減額、今回補正しているというふうな内容になります。簡単ですが、以上2件とさせていただきます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。子育ても、この農業振興もですね、いずれあの予定より下回ったということが原因かと思うんですけども、担当課のですね、努力なり頑張りは認めるところでございますが、ますますこれですね、やはり予算立てたものをですね、ぜひ活用できるようなですね、事業展開、こういったものを求めたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これから……。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それでは、歳入と歳出。出産子育てのとこなんだけど、ちょっと出てこない。出産子育て応援金、歳出で20ページですね。歳入との絡みがね、ちょっと見えないんですが。出産子育て歳入では、取りあえずさっきの説明では、国支出金、財源はですね、出産子育て応援給付金400万の減少の、国庫支出金という説明あったんですが、この国庫支出金マイナスになってるんですね。入ってきたのにここマイナスってどういう流れっていうかね。この辺の説明をお願いします。

議長（岩佐哲也君）企画財政かな、子育てかな。歳入絡みなんです。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。ただいまのご質問なんですけど、出産子育て応援交付金について、国の財源で268万4,000円。それから、県の財源としては67万1,000円。どちらもプラスです。同じこの目の中で、子育て町独自支援給付金事業に対して、新型コロナウイルスの財源、国の財源を1,496万2,000円減額してます。その結果、プラスとマイナスの関係がありまして、結果として342万7,000円の減という表記になります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう説明で、その新型コロナって最初から当初で入ってるんですか。この項目の中に。児童措置費の中に、当初で。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。これはですね、既定予算の中に入っております。ただ、その当初予算か、それともその後何度か補正して新型コロナの財源を当て込んでおりますので、そちらの時期までの確認は今手元に資料がないものですから明言できないんですが、いずれ既定予算として計上されていた財源でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の変遷を確認すれば分かることだからこれは後でいいんだけど。とにかく当初の予算措置としては、あるいはその補正額で、この児童措置費の中にあっただつうことね。はい。分かりました。それは後で確認します。

あと、先ほど出てきたやっぱり農林水産の部分の取組。この先ほどの説明でもね、結果だけの説明なんだよな。なったばかりだから課長にあれするのも大変かなとも思うんだけど、そういうこの検証の仕方ってこう、そういうね、何でその本質っていうかね、何でこの、今、23ページのこと言ってるんです、農業振興費ね。先ほど出たやつで、やっぱりこれもね、非常に、このまちづくり、将来のまちづくりなんだけど、非常に重要な事業の一つになってると思うんですね。その辺をね、どこまでこの検証として、やっぱりもうこの時点で、もう年度終わりなんだから、新年度に生かすという意味ではね、やっぱりこの辺は少し詳しく検証というかね、調べて、そして次に生かすっていうふうな姿勢でないと駄目だなということだけ指摘する。新しい課長だからこの次の、新しい課長ってね途中になったばかりだからあまりあれなんだけれども。やっぱりかなりこういった部分ね、もう少し、もう少し慎重に、慎重にというかね、真剣にという表現やるとうまくねえんだけど、一生懸命やってるというのは分かるんです。マンパワー不足っていうのも、あまり強調されたくないけども、なんだけども、やっぱりそれも姿勢に関わる問題なんでねえのかなと思うんで、この辺は指摘しておきます。

あとね。はい、分かりました。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。17ページです。21款、ここの県支出金のところの先ほど平成27年度の児童福祉っていうことで、東保育所、激甚指定ということで今回交付されたということなんですが、これは先ほど返還とかっていうふうな話も出たんですが、基本的にはつばめの杜を建設するときには、東保育所そして南保育所の交付金、そして補助金等も財源としたものと思いますので、ぜひですね、この約4,500万活用した待機児童なんかも出ているので、その辺なんかも勘案したものにしていくべきではないかと思っておりますのですが、いかがでしょうか。全然関係ないかな。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ここの予算に関してはですね、先ほど企画財政課長のほうから説明あったようにですね、当時見込まれなかった補助金が、今になって認めますということで来たんですが、当時これが認められないということで違った部分の補助金なり何なりいろいろこう対応してます。これが来たことによって、その部分を同じ金額返さなくてはいけません。ですからこれが丸々ここに残らないで、結局はこの同じ金額を戻すので、行った来たでゼロになってしまう。ですから、その子育てとかそういう部分に関してはですね、この予算をちょっと当て込むというところは難しいんですが、これまでのいろんなね、議会の方々からの指摘もありますので、そういう子育てとかの部分に関しては、ちゃんとほかの予算をきちんとですね、確認をしながらですね、今後に生かしていきたいというふうに考えます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。18ページ、総務管理費の中の16項町民バス事業費。地域公共交通計画策定調査業務委託料の減140万というのがあります。この減の理由について。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、これに関しましては、入札による受け差により、また、実績額が確定したことからの減となっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。十分予定されている事業は確保している、確保というか保障されているというふうな受け止めでいいんですね。140万も安くして、それなりのっていうふうなことになるように求めておきます。800万だから、結構の割での受け差だよ、これね。内容を見るとね。大丈夫なんだろうねということだけを確認しておきます。重要なこの一番最初のね、事業を取り組む上で、その大事な部分のどこだと思しますので、その辺を指摘しておきたいと思えます。

次に、26ページの一番上。住宅費、住宅管理費、1目の不動産鑑定業務委託料の減というの、これゼロになってんだけど、この当初の目的との関係でこの取組について確認します。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。住宅管理費の委託料の不動産鑑定業務委託料の減ということで、当初、町営住宅の払下げ業務につきまして、不動産鑑定を行う予定としておりましたが、ほかの業務等の兼ね合いもありまして、今回は減にしまして、令和5年度に改めて計上しているというところでございます。以上になります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この事業もですね、当初の目的、予算の立てがどうなんだっていうね、話にもつながりますよね。今、町営住宅非常にいろんな形で課題、問題になっている中での、結局それ仕事しなかったっつうことの赤字というかね、っていうことだと思えます。来年度に残すことはまだ、結局このどんどん予定計画を遅れさせ要因にもつながるといようなことにもなるんで、やっぱこの辺の取組をもう少しきちっとしていただきたいということをお求めおきます。

あともう一つあった。はい。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。えっとですね、20ページ。民生費、児童福祉費の中の18款の負担金補助及び交付金なんですが、同僚議員も質問いたしておりましたが、先ほどの課長の答弁の中でちょっと引っかかりがありましたんで、ちょっと確認したいんですが、ふじ幼稚園の見込みですね。先生の配置等により、この減額補正になったという説明がありました。そうするとふじさんですね、基準に合った職員の配置をしてないっていう捉え方になってしまうんですが、その辺ちょっとお聞かせ、説明願います。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。先ほどの説明しました中ではですね、予算の計上の仕方としてですね、先生方の配置に伴う加算の項目をですね、多めにといいますか、このような加算取れるんではないかと、先生方が配置したことによってですね。手厚い配置したことによっての加算が取れるんじゃないかということ。少し、少しというか多めに、新年度以降のふじ幼稚園さん以降のですね、新年度という新しく移行するっていう中で、そういう部分で算定していたということになっておまして、基準を満たしてないとかって話ではないので、すみません。私のほうの説明不足がありました。よろしくお願ひします

10番（阿部 均君）はい、議長。そうであれば、私誤解をしてしまいますので、ちょっと確認したわけです。

そうすると、旧制度と新制度があるんですが、この部分でその配置基準等は先生とのですね、全く変わってないっていう捉え方でよろしいんですか。その辺ちょっと。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。配置の関係、制度につきましては今議員言われたとおり変わりはありません。給付的なお金の部分ですね、そちらのほうが私学助成制度からですね、給付費の助成制度に変わるという内容になります。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。それではですね、23ページ。農地費の中ですね、12節委託料。そこのですね、一番下段の部分です。排水機場施設保全計画作成業務委託料減500万なんですよ、大きいんです。これ皆減なのか、それとも部分的な減なのか、その辺ちょっと確認したいと思います

農林水産課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問についてお答えいたします。

こちらは当初予定した排水機場9か所ありましたが、4か所のみ交付決定を受けまして、この計画策定業務の減額となりました。残り5つの排水機場については、別事業で令和6年度に予定を組んでおります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第12号令和4年度山元町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時10分、1時10分とします。暫時休憩。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第15. 議案第13号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第13号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会



計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ1,281万9,000円を減額し、総額を18億4,127万3,000円とするものでございます。

歳入予算からご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金第1目災害臨時特例補助金については、国庫補助金の確定により原発避難者12世帯26人の国保税及び窓口負担の補助100万4,000円を増額しております。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金については、特別調整交付金のうち、東日本大震災による医療費増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援が対象外となることを含め、交付金全体として当初の見込みを下回ることから4,174万4,000円を減額しております。

第5款財産収入第1項財産運用収入第1目利子及び配当金については、財政調整基金利子積立金を増額しております。

第6款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金については、国県支出金一般会計繰入金の確定による基金取崩しの額2,880万3,000円を増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が9,462万9,000円。補正後の基金残高は、2億914万3,000円になります。第2目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金については、国県支出金の確定により低所得者に対する保険税軽減分と所得の少ない者の数に応じて算定される保険者支援制度分として98万6,000円の減額。その他一般会計繰入金については、手当等人件費の減、財政安定化支援分の確定に伴って一般会計から繰入れする額を減額、未就学児均等割保険料繰入金確定に伴う増、合計10万2,000円を増額しております。

次に、歳出予算の補正額についてご説明いたします。

下段6ページをご覧ください。

第1款総務費第2項徴税费第1目賦課徴収費については、国民健康保険全システム関係で生じた不用額を減額しております。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分、第3項介護納付金分については、国庫支出金等の確定により財源内訳の変更を行うための補正でございます。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費第1目特定健康診査等事業費については、令和4年の人事院勧告に準拠した会計年度任用職員分の給料の増でございます。

7ページをお開きください。

同じく、会計年度職員手当の減、委託料につきましては、各種事業の完了に伴う不用額706万1,000円を減額しております。

第2項保健事業費第1目疾病予防費については、当初見込んでいた医療費分析業務委託について、令和5年度のデータヘルス計画時に改めて業務委託することとし、今年度は他システムでの対応のため減額し、特定健診受診率向上業務委託については、検診自己負担無料の実施により委託を行わなかったための減。包括業務委託料の増については、最低賃金改定に伴う委託料の増、合わせて647万7,000円を減額しております。

第6款基金積立金第1項基金積立金第1目財政調整基金積立金については、財政調整

基金利子積立金を増額しております。

8 款諸支出金第 1 項償還金利子及び還付加算金第 3 目償還金については、令和 3 年度特定健康診査等国県負担金の確定に伴う返還金 8 9 万 7, 0 0 0 円を増額しております。

以上、議案第 1 3 号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。歳入の 5 ページ。県支出金の特別調整交付金減。これは震災復興絡みの減ということですが、この特別調整交付金これが最終、最終結果つか特別調整交付金の残額というか、最終的な金額は幾らになってますか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。特別調整交付金の全体については、令和 4 年度で 8 5 8 万 1, 0 0 0 円という形になります。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。私のは 8 2 1 万 4, 0 0 0 円になったんだけど、こいつは運用次第と同じくらいだね。これは震災前と比較しますと、規模的にはどうなんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。手元のほうに震災前の特別調整交付金の額がございませぬが、震災後ですね、医療費の増分ということでそれで膨らんできている部分がありまして、平成 2 7 年度、震災後になるんですけども 1 億 7, 2 0 0 万ほどあったっていうことになります。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、何を確認したかったかっていうと、この震災絡みので結構多くなっていったということなんですけど、いろんなこの調整交付金の対象っていうのは、言ったかと思うんですがいろいろあって、その震災絡みはその一つだというふうな受け取る理解なんですけど、からすると、この 8 0 0 万というのがもう、いかにもこの少ないんじゃないかなっていう疑問での確認でした。これ、今ここでね、いろいろ。ちょっと私の記憶でも大体 1 億数千万くらいはあったのか、特別調整交付金が、もろもろの条件の中でね。だから震災が、あそこが、あそこっていうか震災絡みで足なくなったからこれしか残らないっていうのはちょっとどうかなという疑問の中からの質問でした。今日、この中でね、詳しいあれは必要ないです。調査しておいてください。ということをお求めおきます。

それから、その下の財政調整基金取崩しの結果、今回そのことによって使って崩して、末だかで 2 億 9, 9 0 0 万っていうことなんだけども、決算上の予定つか、もうこの時期になると大体分かると思うだけども、その辺は見込みは幾らくらいに見てますか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。決算剰余金の見込みについては、現段階では大体 2, 0 0 0 万から 2, 5 0 0 万ということで見込んでおります。

あと、先ほど議員申し上げました基金残高なんですけど、2 億 9 0 0 万になります。

議 長（岩佐哲也君）そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第13号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第16．議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第14号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、総額を15億9,775万9,000円とするものでございます。

歳入予算からご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金第3目地域支援事業交付金については、令和4年の人事院勧告に準拠した会計年度任用職員分の人件費に対する国庫の追加交付金の増。第5目介護保険災害臨時特例補助金については、原発避難者8世帯14人の介護保険料及び利用者負担分3世帯4人の補助、失礼しました。負担分の補助になります。23万4,000円を増額しております。

第5款県支出金第2項県補助金第2目地域支援事業交付金については、会計年度任用職員分の人件費に対する県補助金の追加交付金の増。

第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として基金の取崩し額21万1,000円を減額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が4,457万2,000円。補正後の基金残高は2億6,711万9,000円になります。第2目一般会計繰入金については、国、県同様、会計年度任用職員分の人件費に対する町負担分の増。その他一般会計繰入金の増については、最低賃金改定に伴う包括業務委託料を増額しております。

次に、歳出予算の補正についてご説明いたします。

下段6ページをご覧ください。

第1款総務費第3項介護認定費第1目介護認定調査費については、先ほど歳入でご説明した最低賃金改定に伴う増額となります。

第2款保険給付費第1項介護サービス諸費第1目居宅介護サービス給付費については、国庫支出金の確定に伴う財源の内訳の変更でございます。

第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業任意事業費第2目任意事業費については、歳入でご説明した人事院勧告に準拠した会計年度任用職員分の人件費を増額しております。

以上、議案第14号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第14号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第17. 議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第15号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開きください。

収益的収入の収入について申し上げます。

1款水道事業収益1項営業収益において15万6,000円を減額措置しております。令和4年度の消火栓維持管理に要する経費が管理水量が確定したことにより、繰出基準に基づき一般会計からの負担金を減額しております。

次に、資本的収入の収入について申し上げます。

1款資本的収入2項工事負担金において、857万1,000円を増額措置しております。令和4年度の消火栓設置工事がおおむね完成することにより、繰出し基準に基づく一般会計からの工事負担金を増額しております。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益を15万6,000円減額し、総額4億1,639万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,164万4,000円を1億1,307万3,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額706万7,000円を628万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,457万7,000円を1億678万5,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款資本的収入を857万1,000円増額し、総額9,004万5,000円とするものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第15号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第18. 議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。議案第16号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開きください。

収益的収入の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益において、1万5,000円を増額措置しております。令和4年度の基礎年金拠出金に要する経費が確定したことにより、繰出し基準に基づき一般会計からの負担金を増額しております。

それでは、最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款下水道事業収益を1万5,000円増額し、総額6億1,654万2,000円とするものです。

第3条、予算第10条中他会計からの繰り入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第16号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第19. 同意第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明をいたします。

提案理由でございますが、現委員の古泉可奈氏は、今月末をもって任期満了となりますので、その後任者としてつばめの杜西区在住の門間浩泰氏が適任と考え、任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

事項に門間氏の略歴をおつけしておりますが、現在、つばめの杜在住ではありますが、磯地区出身で中浜小学校PTA会長、坂元中学校PTA副会長、山元中学校PTA会長、宮城県PTA連合会会長など、教育に関わる各種会長等を歴任しております。

ご理解の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今、説明を受けたんですが、この任命しようとする者の方には何の不满もございませんが、一つ確認なんですけれども、町長の今のお話にもあったように、門間さんは主に坂元の小中学校ということでPTA会長などやられてたんですが、現職の方は坂元の方で、で、今度任命される方はつばめの杜ということなんですけど、これ各、ちょっと私の勘違いであればちょっと申し訳ないですけど、各その地域ごとの委員ということであったような記憶があるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。議員おっしゃるように、まず学校区、各学校区から1名ずつというふうな形でこれまでずっと来ております。それで、ほかの3人なんです、第一小学校学区に関わりのある方、山小に関わりのある方で、もう1人がですね、山寺在住で中浜出身の方で今回、今月末で退任なさるのが上平にお住まいの方と、これまで第二小学校区と、あとが、区で言いますとですね、いなかったという部分もあります。ただ、その山寺に在住してるということで、こちらを担当してもらおうというかですね、形を取ってたんですが、今回その古泉可奈氏が退任することによりまして、どちらにも関わりのある方で、うまく見ていただければなど。今言った…さんがですね、山寺在住ではあります、この方も中浜出身ということもありまして、今回の門間さんはですね、つばめの杜には震災後住んでるんですが、これまでずっと坂元に関わりのある方ということもありまして、それでこのような形で推薦をさせていただくということになりました。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私も菊地議員のおっしゃるとおり、やはり町内全域を考慮した方をすべきであろうというふうに思っております。現在ですと、山小学区が2名、そし

て山一小学区が2名、1名ですか、あと第二小学校学区がっていうふうになるわけですね。なので、今後はですね、やはり満遍なく町内全域を考慮した人事っていうようなことを、ぜひ望みたいと思いますので、今後留意しながらしていただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

10番（阿部 均君） はい、議長。今、菊地議員、それから岩佐議員と私も同様なんですけど、今回学校再編の問題があるんですね。そういうふうな中で、坂元地区から全く選出された方がゼロになってしまうという部分、非常に私、問題があるんじゃないかっていう認識を持ちます。この推薦される方々ではなくて、その地区ですね、地区から、坂元地区から1名もいなくなると。それで今回選出される方も坂元小学校出身ではなく、中浜小学校出身であります。そういうふうな部分で、非常に何かいろいろな学校再編でもなければですね、あまり問題視する必要はないんですが、そういうような部分でその真の坂元小学校学区からの代表者がいなくなるという部分で、非常にこれ今回問題であると。それで、逆に言えば、次ですね、山下のいろいろな学区からの人が任期を迎えた場合、次坂元から出していただけるのかどうか、その辺担保ができるのであれば私は何ら問題ないんですが。

町長（橋元伸一君） はい、議長。その辺はですね、先ほども言いましたように地域を無視しているわけではなくて、今現在の委員の方たちの部分も踏まえて、坂元地区もちゃんと入れてですね、今後学校あるなしにかかわらずですね、そういう地域性というのは今後もですね、取り入れていきたいというふうには考えておりますので、学校再編につきましても教育委員だけで会議をしたりとか、内部だけの協議で進めるわけではありませんで、その辺を今後ですね、委員なり何なりの部分もきちっとですね、その辺を考慮した形で選定していきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（岩佐哲也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君） これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論は省略いたします。

---

議長（岩佐哲也君） これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

同意第1号は同意することに決定されました。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第20．議案第17号から日程第25．議案第22号までの6件を一括議題とします。

議案第17号から議案第22号までにつきましては、3月7日に予算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されました

ので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長菊地康彦君、登壇願います。  
予算審査特別委員会委員長（菊地康彦君）それでは、審査結果を報告いたします。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日付で付託された議案6件、議案第17号令和5年度山元町一般会計予算、議案第18号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第19号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号令和5年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第21号令和5年度山元町水道事業会計予算、議案第22号令和5年度山元町下水道事業会計予算を審査した結果、これら全ての議案を原案のとおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第17号令和5年度山元町一般会計予算に対する特に留意すべき意見として、職員には、復興事業における事務執行負担が重くのしかかっていることから、職員のケア及び研修等の実施並びに適材適所の配置に努め、職員の負担を減らすべきである。併せて復興事業の点検評価や検証を実施し、一日も早い課題解決に取り組まれない。との意見を付しております。

山元町議委発第22号

令和5年3月14日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

予算審査特別委員会委員長 菊地康彦

以上であります。

---

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略いたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第17号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第17号令和5年度山元町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第18号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---



議長（岩佐哲也君）これから議案第18号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第19号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第19号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第20号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第20号令和5年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第21号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第21号令和5年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号令和5年度山元町下水道事業会計予算を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第26. 委発第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。議会運営委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、委発第1号山元町議会の個人情報の保護に関する条例につきまして説明をいたします。

このことについて、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由についてです。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、山元町議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じることがないように山元町議会独自の個人情報保護条例を制定するため提案するものであります。個人情報の保護については、これまで民間や行政機関、独立行政法人等について、それぞれ個別の法規で規制してきましたが、改正後の個人情報の保護に関する法律では、これを一本化し、さらに地方公共団体の個人情報の保護制度について全国共通のルールを適用しております。この改正を受け、山元町は昨年12月に現行条例を廃止し、改正後の法の施行に合わせて、法で委任された事項を定める法施行条例を同時に制定しておりますが、議会は今回改正された個人情報の保護に関する法律の適用を受けないため、従来町で制定していたような個人情報の保護に関する条例を山元町議会独自に制定する必要があります。それがこの条例となります。今回提案しております山元町議会の個人情報の保護に関する条例については、町民の皆様が行う開示等の手続や個人情報の適正な取扱いは従来どおりとなり、大きな変更はございません。なお、本条例は現行条例と同等の個人情報の保護水準を確保しております。その他補足資料、詳細の説明につきましては、別添条例議案の概要のとおりとなっております。

山元町議会議長 岩佐哲也殿。

令和5年3月15日

提出者 議会運営委員会委員長伊藤貞悦  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから委発第1号山元町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。  
委発第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第27. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。  
議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、継続調査の申出が提出されております。  
お諮りします。  
議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。  
議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
令和5年第1回山元町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午後1時53分 閉会

---